

補助対象	補助率	補助限度額 ※3	
		計画認定あり ※2	計画認定なし
街路灯	50% ※1	400万円	100万円
アーケード アーチ 片アーチ	50%	400万円	100万円
その他商店会に係る設備、施設		200万円	100万円
災害等緊急対応			400万円

※1 街路灯については、下記の条件を全て満たす場合は、補助率を90%とする。

- 1 商店会員数が20以下であること（当該年度の4月1日現在の会員数を基準とする）。  
※会員数を一時的に減らすなど、虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには補助金の返還を求める場合があります。
- 2 所有する街路灯の基数が商店会員数の4倍以上であること。
- 3 街路灯を撤去し、所有する街路灯の基数を商店会員数の同数以下とすること。
- 4 撤去事業実施の前年度に計画認定されていること。

※ただし、商店会の解散に向けた撤去の場合は計画認定を省略することが出来る。

※2 施設撤去実施の**前年度**に、計画認定申請が必要です。

※3 1商店会あたりの1年間の補助限度額は**400万円**です。

**\*補助金の交付決定前の工事契約は補助対象外です。**